

# 不在者投票宣誓書兼請求書

私は、**第25回参議院議員通常選挙**の当日、下記の事由に該当する見込みですので、以下の記載が真実に相違ないことを誓い、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

【不在者投票事由】 ※次の1～6のいずれかの該当する数字に○をつけてください。

1	仕事（出張、単身赴任等）、学業、地域活動、本人又は親族の冠婚葬祭に従事
2	上記1以外の用事（旅行、レジャー等）のため、市外又は投票区外に外出、滞在
3	病気、出産、身体の障害等で歩行困難又は入院、刑事施設等に収容
4	交通至難の島等（ ）に居住、滞在
5	他の市区町村に住所移転
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和元年 月 日

(宛先) 鈴鹿市選挙管理委員会委員長

フリガナ		性別	男 ・ 女	生年月日	明治・大正 年 月 日 昭和・平成
氏名					
現住所 (投票用紙等送付先)	〒 ー 都・道 府・県 ----- ※アパート、マンション等の名称、部屋番号も正確に記入してください。 連絡先電話番号 ( ) ー ※携帯電話、職場等の日中連絡の取れる電話番号を記入してください。				
選挙人名簿に登録 されている住所	鈴鹿市				

## ■注意事項

- この不在者投票宣誓書兼請求書は、必ず本人が必要事項を自筆で記入してください。印鑑は不要です。
- 記入を終えられたら、直接または郵便等（FAXや電子メールは不可）で鈴鹿市選挙管理委員会（〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号）まで提出してください。選挙の告示前でも提出できます。
- この不在者投票宣誓書兼請求書により投票用紙及び投票用封筒がお手元に届いたら、投票用紙に記入することなく、書類一切を滞在先の最寄りの選挙管理委員会まで持参し、係員の指示に従って投票をしてください。なお、あなたの不在者投票は、投票をした選挙管理委員会から鈴鹿市選挙管理委員会まで郵送されます。
- 不在者投票は、上記のとおり郵送のための日数がかかりますので、請求及び投票はできるだけ早く行うようにしてください。（不在者投票は、投票日当日の午後8時までに指定投票所に到着する必要があります。）
- 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第59条の4第3項の申請をする場合は、適当な箇所に「引続居住」と記載すること。

# 記入例

## 不在者投票宣誓書兼請求書

私は、第25回参議院議員通常選挙の当日、下記の事由に該当する見込みですので、以下の記載が真実に相違ないことを誓い、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

【不在者投票事由】 ※次の1～6のいずれかの該当する数字に○をつけてください。

1	仕事（出張、単身赴任等）、学業、地域活動、本人又は親族の冠婚葬祭に従事
2	上記1以外の用事（旅行、レジャー等）のため、市外又は投票区外に外出、滞在
3	病気、出産、身体の障害等で歩行困難又は入院、刑事施設等に収容
4	交通至難の島等（ ）に居住、滞在
5	他の市区町村に住所移転
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和元年 ○○月 ○○日

本人が自筆で記入してください。

(宛先) 鈴鹿市選挙管理委員会委員長

フリガナ	スズカ イチロウ	性別	男	生年月日	明治・大正 54年 3月 21日 昭和・平成
氏名	鈴鹿 一郎	性別	男 女	生年月日	昭和・平成
現住所 (投票用紙等送付先)	〒 012-3456 東京 都・道 千代田区霞が関7-8-9 府・県				
選挙人名簿に登録されている住所	鈴鹿市 神戸1-18-18				

※アパート、マンション等の名称、部屋番号も正確に記入してください。

連絡先電話番号 (012) 345 - 6789  
※携帯電話、職場等の日中連絡の取れる電話番号を記入してください。

鈴鹿市の住所をご記入ください。

### ■注意事項

- この不在者投票宣誓書兼請求書は、必ず本人が必要事項を自筆で記入してください。印鑑は不要です。
- 記入を終えられたら、直接または郵便等（FAXや電子メールは不可）で鈴鹿市選挙管理委員会（〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号）まで提出してください。選挙の告示前でも提出できます。
- この不在者投票宣誓書兼請求書により投票用紙及び投票用封筒がお手元に届いたら、投票用紙に記入することなく、書類一切を滞在先の最寄りの選挙管理委員会まで持参し、係員の指示に従って投票をしてください。なお、あなたの不在者投票は、投票をした選挙管理委員会から鈴鹿市選挙管理委員会まで郵送されます。
- 不在者投票は、上記のとおり郵送のための日数がかかりますので、請求及び投票はできるだけ早く行うようにしてください。（不在者投票は、投票日当日の午後8時までに指定投票所に到着する必要があります。）
- 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第59条の4第3項の申請をする場合は、適当な箇所に「引続居住」と記載すること。